

令和4年5月18日

各大学・短期大学 学生支援等御担当者 様
各大学・短期大学 先生の皆様

(公社)全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

消費者庁で実施する外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業 消費者教育出前講座（オンライン・オンデマンド講座含む）の御案内

令和4年4月1日より、成年年齢が引き下げられました。満18歳になると、未成年者取消権が行使できなくなることから、社会経験の乏しい若年者の消費者被害やトラブルの増加が懸念され、未然防止及び実践的な消費者教育の更なる充実が重要課題となっています。

これまで、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）等に基づき、全国の高等学校等で、若年者向け消費者教育教材「社会への扉」（消費者庁作成）を活用した消費者教育の取組が進められてきました。しかし、私立学校及び特別支援学校は、国公立学校等と比較し低い実施率となっており、引き続き継続した消費者教育の推進が必要となっています。また、発達段階に応じた消費者教育が重要であることから、中学校及び大学における実践的な消費者教育の取組も進める必要があるとされています。

これらのことを踏まえ、本年度、消費者庁では「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業」を実施することとなり、私ども公益社団法人全国消費生活相談員協会が受託いたしました。

本協会は、全国の自治体の消費生活センター等の窓口勤務する消費生活相談員を主な構成員としており、若年者の消費生活相談の対応をしております。悪質な取引による消費者被害、一人暮らしを始めて行動範囲が広がることによる消費者トラブルについて、実際の相談事例等も紹介しながら、実践的な消費者教育講座をお届けいたします。若年者の消費者被害防止に向け、本出前講座事業の活用について御検討いただきますようお願いいたします。

【対象校】 中学校、私立高等学校、私立中等教育学校、私立高等専門学校、
特別支援学校（中学部・高等部）、大学（短期大学）

※詳しくは、チラシ、申込・問合せシートを御覧ください。
本協会HPでもご案内しております。



◆問合せ先◆

公益社団法人全国消費生活相談員協会（消費者庁消費者教育出前講座担当）

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

T E L 03-5614-0543 F A X 03-5614-0743

E-mail wakamonodemae@zenso.or.jp